

技能試験の参加及び実施に関する方針

JAB RL230:2023

第7版：2023年09月01日

第1版：2006年11月01日

公益財団法人 日本適合性認定協会

目 次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 関連文書	3
4. 定義	4
5. 試験所の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する方針	4
5.1 基本方針	4
5.2 技能試験の選択における優先順位.....	4
5.3 特定の技能試験に対する方針	5
5.4 技能試験計画と技能試験参加履歴の作成	5

技能試験の参加及び実施に関する方針

1. 目的

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という。）のILAC P9に従った試験所、校正機関、検査機関、標準物質生産者及び技能試験提供者（特に区別する必要がない場合、以下、試験所という。）の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する方針を規定する。

注記1：試験所の技能試験への参加は、試験所が自身のパフォーマンスの質を維持することを支援する一つの手段であることが広く認められている。

注記2：ある特定の技能試験における試験所の満足なパフォーマンスは、その試験の実施に関する能力の証拠となるかもしれないが、継続的な能力を示すものとは限らない。同様に、ある特定の技能試験での試験所の不満足なパフォーマンスは、試験所の能力が通常の状態から偶発的に逸脱していることを示すだけかもしれない。このような理由から、本協会は、技能試験の結果は審査に適用する技術資料の一つとして扱い、技能試験結果だけで試験所の技術能力を判断することはない。

注記3：ある種の検査に対して技能試験が適切でない場合もある。しかし、検査結果に影響する測定を対象とした技能試験が可能ならば参加することが望ましい。

2. 適用範囲

この文書は、技能試験が可能な場合の試験所の認定に適用する。

注記：技能試験が可能な場合とは、5.2項(1)から(3)いずれかの技能試験が存在する場合、又は(4)、(5)いずれかの試験所間比較の実施が可能な場合をいう。

3. 関連文書

JIS Q 17043(ISO/IEC 17043) 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項

JIS Q 17025(ISO/IEC 17025) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Q 17011(ISO/IEC 17011) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

JIS Q 17034(ISO 17034) General requirements for the competence of reference material producers 標準物質生産者の能力に関する一般要求事項

JIS Z 8405(ISO 13528) 試験所間比較による技能試験に使用する統計的方法

JAB RL200 認定の手順（ラボラトリ、検査機関、臨床検査室、標準物質生産者、及び技能試験提供者）

JAB RL511 JAB NOTE 11 自主技能試験の実施に関するガイド

ILAC P9 ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities

APAC MRA-001 Procedures for Establishing and Maintaining Mutual Recognition

Amongst APAC Accreditation Bodies

4. 定義

この文書で用いる主な用語の定義は、ISO/IEC 17043による。

5. 試験所の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する方針

5.1 基本方針

試験所の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する本協会の基本方針を以下に示す。

(1) 試験所は、技能試験が可能な場合、次の①～③を満足すること。

- ① 試験所は、試験所認定を取得する前に、認定範囲のうち、主要な認定範囲（各分野又は主要な各クラス^{注記1}）ごとに1つの技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること^{注記2}。
- ② 試験所は、試験所認定を受けていない分野において試験所認定を拡大する前に、認定範囲のうち、主要な認定範囲（各分野又は主要な各クラス^{注記1}）ごとに1つの技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること^{注記2}。
- ③ 認定試験所は、少なくとも4年に1回、取得した認定範囲のうち、主要な認定範囲（各分野又は主要な各クラス）ごとに1つの技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること^{注記2}。

注記1：該当する場合、分野ごとに定められたリスクを考慮した参加条件に従う。

注記2：「技能試験に参加又は実施して、満足な結論を得ること」とは、技能試験の結果が「満足」と判定されること及び技能試験の結果が技術審査員（専門家）によって「満足」と判定されることを意味するほか、不満足な結果を得た場合でも適切な原因究明及び必要な場合には是正処置が実施され、その結果、試験所の技術的能力が適切であることを客観的な証拠によって確認できた場合も意味する。

(2) 特定の試験又は校正分野で、技能試験の参加及び実施に関する方針が本協会の分野別指針に規定されている場合は、試験所はそれに従うこと。

5.2 技能試験の選択における優先順位

本協会は、技能試験の選択における優先順位を次のように(1)から(5)として設定する。試験所は(1)から(5)の優先順位に従い、認定範囲内の試験又は校正の範囲に適した技能試験を選択すること。

- (1) ISO/IEC 17043の認定を受けた技能試験提供者が認定範囲内で提供する技能試験。
- (2) ISO/IEC 17043の認定を受けた技能試験提供者が認定範囲外で提供する技能試験。
- (3) ISO/IEC 17043の認定を受けていない技能試験提供者が提供する技能試験。

(4) 他法人所属の試験所を含んで行われる試験所間比較。(ただし、技能試験を除く)

注記1：他法人の試験所は、試験所間比較で実施する試験又は校正の内容に関して ISO/IEC 17025の認定を取得していることが望ましい。

(5) 自社内又はグループ企業内の複数の試験所で行われる試験所間比較。

注記2：本協会は、ISO/IEC 17043の認定を受けた技能試験提供者が提供する技能試験及び他機関が提供する技能試験について、本協会のウェブサイトに公開する。

注記3：試験所間比較に関する手順については、JAB RL511が参考になる。

注記4：ISO/IEC 17043の認定を受けた技能試験提供者の提供する技能試験（上記(1)及び(2)）が利用可能であるが、試験所がISO/IEC 17043の認定を受けていない技能試験提供者が提供する技能試験（上記(3)）又は試験所間比較（上記(4)及び(5)）を選択している場合は、本協会は、認定審査において改善の機会（opportunity for improvement）とすることができる。

5.3 特定の技能試験に対する方針

(1) 法令等の要求事項がある場合

試験所は法令等の要求事項に応じた技能試験に参加すること。

(2) APAC技能試験への参加

認定試験所は、APACが提供している技能試験の中に、試験所の能力を実証することに有効な技能試験がある場合、参加することが望ましい。認定試験所は、本協会が参加を要求する場合は正当な理由がある場合を除き、必ず参加すること。

注：APAC技能試験は、アジア太平洋認定協力機構(Asia Pacific Accreditation Cooperation: APAC)が提供する技能試験で、APACに加盟している認定機関を通じて参加の募集が行われる。

なお、技能試験ごとに募集試験所数は制限があるため、参加を希望しても参加できないことがある。

5.4 技能試験計画と技能試験参加履歴の作成

認定を希望する試験所及び認定試験所は、認定範囲に該当する技能試験の参加及び／又は実施に関する計画をもち、その実績を技能試験参加履歴にまとめて維持すること。

附則

第7版は2023年9月1日以降に現地審査を実施する認定審査に適用する。

以上

様式番号 JAB NF18 REV.0

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	初版発行	2006年11月01 日		
2	省略	2008年09月01 日		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS Q 17043:2011に対応した改定 ・ ILAC P9への対応 ・ 内部手順書表記の削除 ・ その他、字句修正 ・ RL 231 (技能試験頻度の推奨例を記載)を削除。 	2014年09月01 日	PM(複合領 域試験)	第64回試 験所技術 委員会
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本協会が技能試験の提供を停止することに伴う全体見直し ・ 表題を「技能試験の適用についての方針及び手順」から「技能試験の参加及び実施に関する方針」に変更 ・ 関連文書の見直し (3.) ・ 技能試験(4.1)、試験所間比較(4.2)及び既知値スキームの定義の削除 (4.3) ・ 自主技能試験の定義の追加(4.1) ・ 試験所の技能試験への参加及び技能試験の実施に関する方針の明確化 (5.) ・ 技能試験技術部が実施する技能試験結果の評価の削除 (6.) ・ 技能試験結果の運用手順の削除 (7.) ・ 既知値スキームの適用の削除 (8.) ・ 技能試験及び試験所間比較に対する審査員の条件の削除 (9.) ・ 本協会が実施する技能試験の費用と受験の申請の削除 (10.) ・ 電気分野の試験所に対する適用日の規定 (附則) ・ 最新情報及び現状に合わせた見直し ・ その他の字句修正 	2017年06月01 日	PM(複合領 域試験)	第73回 試験所技 術委員会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能試験を選択するときの試験所間比較の優先順位の明確化(5.2) ・ 関連文書の見直し (3.) ・ APLAC技能試験をAPAC技能試験に変更 (5.3(2)) ・ 附則の見直し 	2019年11月01 日	工業科学担 当(複合領域 試験)	技術部長

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
6	JAB RI200、JAB RR200及びJAB RZ200 廃止による削除	2021年4月15 日	ラボラトリ 担当（複合 領域試験）	技術部長
7	<ul style="list-style-type: none"> ・目次挿入・「4.1 自主技能試験」の削除 ・「5.1 基本方針」の明確化 ・「5.2 技能試験の選択における優先順位」の明確化 ・文書責任者及び承認者の見直し ・その他、字句修正 ・2023年9月1日以降に現地審査を実施する認定審査に適用 	2023年9月1日	LAB認定 ユニット 生 命科学マネ ジャー/工業 科学マネジ ャー共管	LAB認定 ユニット 長

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2 階

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。